

# NO NO NO 耐震補強 耐震補強で不安を安心に

阪神・淡路大地震で亡くなった人のうち、約8割が建物の倒壊などによる圧死でした。倒壊した建物は、昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に集中していました。予想される東海地震から大切な命を守るため、建物の耐震補強は不可欠です。



出典：総務省消防庁

昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、耐震診断が無料で受けられます。また、設計や耐震補強工事には補助金が出ます。

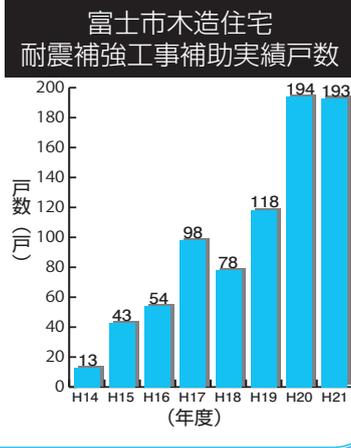
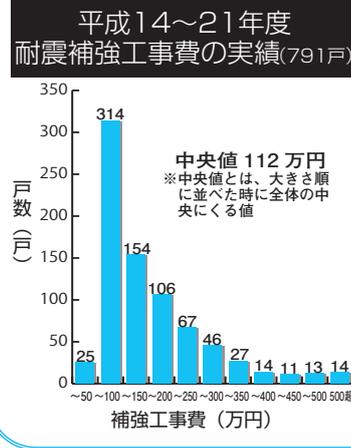
## 耐震補強までの流れ

**無料** 専門家の耐震診断  
市が派遣する専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による耐震診断

**補助** 耐震補強計画の作成  
補強相談士による耐震補強計画の作成  
補助金上限額 9万6000円

**補助** 耐震補強工事 契約・着工・完成  
補助金上限額 1棟50万円  
※65歳以上の人のみで構成される世帯などは1棟70万円

【耐震補強に関する問い合わせ】  
建築指導課 ☎(55)26006



※耐震診断や補助金制度は、事前の申し込み・申請が必要です。

# 「富士市景観計画」を推進します

「富士が映える くるおいとゆとりのまち」を目指して

市は昨年、景観法に基づく「富士市景観計画」を策定するとともに、「富士市景観条例」を改正しました。計画・条例をもとに、市民・事業者・行政が一体となって富士山の眺望を生かした良好な景観の形成に取り組んでいきます。

## 大規模建築物などの届け出について

良好な景観の形成を図るため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な建築物などを建築する際には、事前に届け出が必要です。届け出対象となる建築物は、景観計画に定める「色彩基準」に基づいて制限を行うとともに、「景観形成の指針」に沿うように協議・誘導を行います。

## 届け出対象

高さが15メートル以上（用途地域が指定されていない区域は10メートル以上）または面積が1000平方メートル以上の建築物及び工作物の新築、増築、外観の変更など

【景観計画に関する問い合わせ】  
建築指導課 ☎(55)26006  
☎(53)2773  
kentku@div.city.fuji.shizuoka.jp

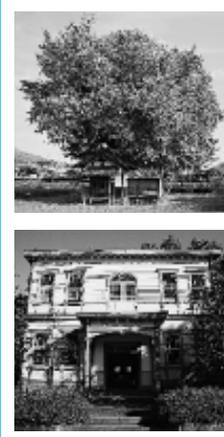
## 募集

「景観重要建造物」・「景観重要樹木」の候補を募集します

皆さんの周りのすぐれた景観の建造物・樹木を教えてください。今後保全・活用を図るため、景観法に基づく指定を検討していきます。

## 応募方法

9月30日(木)までに応募用紙(建築指導課で配布、市ウェブサイトからダウンロード可)に必要な事項を記入し、直接または郵送・ファクス・Eメールで建築指導課へ  
※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。



※富士市景観計画と資料を一冊にまとめた「富士市景観形成ガイドプラン」を作成しました。希望者へ建築指導課で配布しています(景観計画は、市ウェブサイトでも閲覧できます)。

